

梵鐘鋳換大砲小銃令と肥後藩の対応史料

佐藤満洋

旧肥後藩の直入郡久住手永史料である「後年記」（久住町市民センター資料室蔵）の、安政二年（一八五五）三月の条以降に、梵鐘鋳換大砲小銃令に関する史料が若干見られる。

史料(1)(2)は安政元年（一八五四）十二月二十三日に出された太政官符の趣旨を休した形で、翌年三月三日に幕府が諸大名に海岸防禦のため、寺社の梵鐘等を大砲や小銃に改鋳するよう命じたものである。この(1)(2)の史料は「続徳川実紀」三月三日の条の史料によって、若干字句の訂正をした。(3)以下は「後年記」の文言のままである。

尚、(1)は右の一件とは直接関係はないが、肥後藩の煙硝史料として収録してみた。

梵鐘鋳換大砲小銃令

伊勢守殿御渡

(1)海岸防禦之為、此度諸国寺院之梵鐘、寺々之外、古來之名器、及當節時之鐘々相用候分相除、其余可鋳換大砲小統之旨、從京都被仰進候、海防之儀、専ら御世話有之折柄、觀慮之趣、深く御感載被遊ひ事ニひ間、一同厚く相心得、海防筋之儀弥可相励旨被仰出ひ、尤右之趣、諸寺院江者寺社奉行より申渡ひ間、被得其意、取斗方等委細之儀、追而可相達ひ、右之通、被仰出候間、向々江不洩様可被達候、

（安政二）
三月

(2) 海岸防禦之為、此度諸国寺院之梵鐘を以、可鑄換大砲小銃之旨、被仰出候、右者武備御充実之御趣意ニ候間、此外銅鐵者勿論、錫、鉛、硝石等、何れも必備之品ニ付、右等ニ無之ひ而も相済ひ品を、右類ニ而相製ひ儀、自今不相成事ニ候、旦又梵鐘をも鑄換被仰出候程ニ付、銅鐵を以新規ニ仏像等鑄造致しム儀、難相成ム、仏器之儀も、木製又ハ陶器等ニ而も相済ひ分者、以來銅鐵類を以製造之儀可為無用候、

右之通、可被相触候、

(安政二)
三月

(3) 海岸防禦之為、諸国寺院之梵鐘、鑄替大砲小銃之旨付而、阿部伊勢守様被成御渡ひ御書付写ニ通差遣ひ、尤迫而之儀者、公辺之御模様可有之ひ間、先此旨相心得ひ様、此段一派中江茂可有通達ひ、以上、

(安政二)
九月十八日

神護寺列

寺社御奉行所

(4) 寺院梵鐘鑄換之儀に付而、別紙写三通差出ひ条、御支配之寺院江可有其御達候、以上、

(安政二)
九月二十三日

御郡代衆中

右之通被及御達ひ条、左様可有相心得ひ、以上、

(安政二)
十月二十三日

小国久住　御郡代中

寺社方　御奉行中

滿願寺　瑞竜寺　真光寺　金性寺　光覺寺　真教寺　淨明寺　善正寺　觀正寺

善養寺　養光寺

淨泉寺 光久寺 玉岑寺 玄德寺 明連寺

以上小国

久住

猪鹿寺 常樂寺 万休寺 正法寺 明尊寺 善行寺 光照寺 真樂寺

為承知

佐藤唯之充殿

北里伝兵衛殿

(5) 大目付江

(被脱)

諸国寺院ニ之有ム梵鐘之儀、本寺并古来之名器、當節時之鐘ニ相用ム分相除、其餘者不残、大砲小銃ニ鑄換可旨、先達而仰出ム、一鉢、梵鐘之儀者、其寺々法器ニ候得者、容易ニ御沙汰之有る可品も之れ多くム得共、近來諸夷引続入津いたし、武備專用之御時節、大砲小銃共ニ急務之品ニテ、御國備堅固ニ成置れ度、格別之、御廬も之れ有、被仰出ム事ニゆ条、寺院者勿論、大小之價越寄進之輩至る迄、厚御主意之程相弁ヘ、法用之儀者、在來之半鐘又者盤木大鼓等相用、本寺并ニ當節相用ム時之鐘之外、撞鐘之分者一同、公儀江差上可ム、勿論万石以上領内之分者、其處領主江下され、領主ニテ鑄換、万石以下知行并御代官、領主、地頭へ附屬ニ之なき寺院、其寺社領之分共ニ御料所寺院一同、公儀ニ於て鑄換被仰付ム間、御府内者寺社奉行、其餘者最寄、遠国者奉行・御代官、御預所領主ニ而、寺院本末并梵鐘有無、名器、時之鐘之訳等糺之上取斗、時宣ニより壇家惣代之者呼出候儀も之れ有る可ム、

一万石以下知行之分茂、自分ニ而鑄換之儀、相願ムハ、其通ニも可被仰付ム間、早々願書差出さる可候、

但自分ニ而換被仰付ム得者、公儀ニテ者御構之なくム間、万石以上之振合ニ準、知行所寺院一手ニ取斗ム儀と心得可ム

右之通被 仰出ひ間、其意得奉ひ、尤諸寺院に者寺社奉行より申渡ひ間、本末取調、其之外取斗方之儀者、安藤長門守江承合、
取斗ある可ひ、

右趣、向こ江渡さる様相触らる可ひ、

(安政三)
九月

(6) 心得方書取

諸寺院梵鐘之儀ニ付、御触之内、在来之名器之有りひハ者、稀なる儀ニ之れ有る可ひ間、名器たる事判然、紛無分斗相除ひ積、

一 鐘銘之内

勅額

台命、宝船、長久、

御武運悠遠、其外、

天下泰平、國家鎮護等之文家之有ひ共、(約)字
樹配ニ及はすひ事、

(約)事、
(容赦)事、

一 郷由緒并諸家由緒等之れ有由之銘文之有る趣ニテ趣ニテ用捨之儀申立ひ共、容易ニ取用らる可筋ニ者之無、尤格別訛立ひ分、
其外遮而難済申立ひ分者、長門守へ申聞く可ひ事、

一 本寺と唱ひ内、大本寺、中本寺、小本寺、本寺並等之名目有之ひ得共、毫武ヶ寺ニ而も未門徒之有りひ分者、相除ひ積、
但諸國錄所其外末寺者之れ無く候共、本寺之無、一本立(約)類之大地、或者、寺格宜分者時宜次第、長門守方へ申聞く可ひ
事、

一 御朱印地之分、差別之れ無事、

一 塔頭寺中茂門末之れ無ひ得者、末寺同様之事、
但神社之別当、社僧茂同断之事、

一 領主附屬ニ之れ無寺院者、仮令領内ニ營み居ル共、公儀ニ而取調被、仰付ル間、私領ニル共、相除申可事、
 一 寺院之内無住之分者、留守居僧等ニテ決難き筋者、其寺兼常之本寺、又者法類組合寺等相糾、請印申付く可事、
 一 梵鐘差出方、持運等之儀、寺院共難渋ニ相成れる様、追而請取者差出、万端領主方ニ而取斗申可事、

(7) 小紙堅紙

御請申上ル覺

一 撞鐘 幾ツ 高何尺
口何尺

右者何宮社内ニ御座ル處、今度御達之旨、其意を得奉、名器并時之鐘ニ而も之れ無くル間、何時ニ而も御用之節者、仰付られ
次第異儀なく、差出申可候、其為請書是如御座ル、己上、

年号月

何々手永何村
何宮社内

何之某

(8) 小紙堅紙認

御請申上ル覺

一 梵鐘 幾ツ 高何尺
口何尺

右者拙寺所持仕居ル處、今度御達之旨、其意を得奉、名器并時之鐘ニ而も之れなき間、何時ニても御用之節者、仰付られ
次第、異儀なく差出申可候、其為請書此如御座ル、己上、

何宗何寺何手永
何村

寺 号

無住之寺者組合より連印を以相達ル様、

年号月

(9)

小紙堅

上者書 梵鐘有無相改ひ志ら遍帳

中本寺、小本寺、本寺並分

本山何国何郡何村

何寺又者何国何方の

掛所又者錄所

一梵鐘

幾ツ

高何尺
口何尺

但名器并時之鐘ハ、由緒等、委敷相認ハ条、

末寺

掛所

末寺鐘所持之分

何国何郡何村

何寺之末寺又掛所

一右同

幾ツ　右　同

但名器并時之鐘ニハ、由緒等委しく相認ハ様、

右同鐘無ひ分

肩奪右同断

一右同

幾

右　同

何宗何手永何村

何宗何手永何村
何　同　何　寺　寺　寺

何　寺

何　寺

右　同

當時梵鐘所持仕らすべ

一 公領附屬之寺院有無之事、

右者今度御触之趣ニ付、其達に及支配所中寺院、本末并梵鐘有無相改免ハ處、右之通りニ御座ヒ、因而古来之名器、又者時之鐘ニ相用ヒ分差除置、其余所持之分者何時にも、仰付られ次第、異議なく差出申ヘキ段、御請書相達ヒニ付、取揃相達申ヒ、以上、

年号月

名 印

本文調方之儀者、宗旨を寄、調方之有小様、

諸国寺院之梵鐘、大砲小統鉢換可之旨、公邊御沙汰之趣、御書付写相渡、去年九月達及置ヒ通ヒ處、右ニ付而猶阿部伊勢守様御渡成れハ御書写、別紙武通達及可旨、仰下ヒニ付、御支配之寺院并梵鐘之有ヒ社方へ茂洩さる様達之有、別紙文案通、寺金梵鐘之有ヒ社方へ茂洩さる様達之有、別紙文案通、寺金

より請書を取り、一手永限、明細帳差調、來月中ニ相達ラル可ヒ、

尤梵鐘差出方之儀者、其期ニ至リ達及可ヒ間、兼而其旨相心得居ヒ様、申聞せ置かる可ヒ、以上、
(安政四年)
五月二十四日

寺社方 御奉行中

御郡代衆中

右之通、御達相成ヒ条、左様御心得、前条文案趣を以、来る式拾五日迄相達ラル可ヒ、己上、

六月十二日

猪鹿寺

常楽寺

御郡代中

萬休寺

正法寺

明尊寺

善行寺

光照寺

真楽寺

古沢和泉殿

別紙寺社二者御達披見之上、早々差回され、書付等差出いハヽ、是又急速相成らる可い、己上
(安政四カ)

六月十二

佐藤平八殿

右御触状者、六月十三日、坦夫勇五郎江相渡、差廻い事、

御郡方　御奉行中

御郡代衆中

四〇 右拝見、弥以焰氣強之有可き見込に御座候処、安外ニ焰氣御座なく、間に者床下新土之ケ所數多之れ有、甚以て不安意之次第にて御座候、既に矢部手永井無田村幸助と申者、床下土肥を堀取候儀、露見仕、去七月御達仕候通に御座候、夫等之類を以て勘考仕候得者、右之ヶ所々究而肥に取用候儀ニ相違御座ある間敷奉存候、床下土肥し等に取用申さす候様との儀者、天保元年御國中一統、御触達にも相成居申候得共、右之通成行申候て者、當時増之御仕入江茂仰付置かれ候砌、弥以御用差支申可く、重疊落着申兼候事に御座候、之に依而以往之處、御門備専用之御用ニ付、床下土を一切上埃なりとも取り払申さす候様、

尚此節御國中一統、屹度御達及はれ度、若違犯之者之れ有に於て者、其者者勿論、其懸之庄屋、村役人共まで屹度御咎仰付ら
れ候様、左御座なく候得者、銘々我家之床下堀取候儀に付、矢張密々犯し候者も計り難く、仍而右触之趣き者、毎年御惣庄屋
より御教諭書誌聞せ之節、一同申度、小前之者ともへ屹度行互り候様御座あり度、右之趣、至急に御達及はれ下され候様、奉
願候、此段然る可様御執達成され下さる可候、以上、

(安政二)
二月

牧崎 塩硝支配役中

右之通候条、左様相心得られ、夫々其取斗有る可候、以上、

五月式拾四日

小国久住 御郡代中

小国久住

御惣庄屋中

【新刊】案内】

(大分県立大分女子高等学校教諭)

大分大学名誉教授
別府大学名誉教授
文 学 博 士 渡辺澄夫著 『豊後大友氏の研究』 第一法規出版編

A五判 約三五〇頁 定価三、五〇〇円

九州中世史に多大な足跡を残した豊後大友氏について、著者横年の研究を集成した大友氏研究の決定版
お申し込みは全国有名書店へ